

## 庁内検討委員会について

(仮称)十和田市自治基本条例庁内検討委員会設置要綱(別紙参照)を制定し、10月19日に第1回会議を開催。

企画調整課長を委員長とし、各部局の代表課長13名で組織。

これまでの市民検討委員会の活動状況と今後の予定を説明、庁内検討委員会は市民検討委員会がまとめた条例文について、内容や表現方法等について検討し、必要であればコメントを提出する。

次回の会議の開催は、市民検討委員会で議論が進み、ある程度条例文がまとまったら行う。

### ※主な質問事項

Q:「条例文は誰がつくるのか?」

A:「市民検討委員会で条例文の素案を作成し、庁内検討委員会で検討し、修正の必要があれば再度市民検討委員会で議論した上で、条例素案を市長に提出する。最終的には例規審査会に諮り、市長が議会に提案する。」

(仮称) 十和田市自治基本条例庁内検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 (仮称) 十和田市自治基本条例(以下「自治基本条例」という。)の制定に当たり、各部局との連携及び調整を図るため、(仮称) 十和田市自治基本条例庁内検討委員会(以下「庁内検討委員会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 庁内検討委員会は、次に掲げる事項について協議を行う。

- (1) (仮称) 十和田市自治基本条例市民検討委員会が作成する自治基本条例案に係る各部局との連携及び調整に関する事項。
- (2) その他自治基本条例案の制定に関し必要な事項。

(組織)

第3条 庁内検討委員会は、委員長及び委員をもって組織する。

- 2 委員長は、企画調整課長をもって充てる。
- 3 委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

(任期)

第4条 委員の任期は、平成24年9月30日までとする。

(委員長)

第5条 委員長は、庁内検討委員会の会務を総理する。

- 2 委員長に事故があるとき、又は委員長が不在のときは、あらかじめ委員長の指名する職員がその職務を代理する。

(会議)

第6条 庁内検討委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員長は、必要に応じ、委員以外の者の出席させ、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 庁内検討委員会の庶務は、企画財政部企画調整課において処理する。

(その他)

第8条 この要綱に定めるもののほか、庁内検討委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

附 則

この要綱は、平成23年10月18日から施行する。

別 表 (第3条関係)

総務課長、職員課長、財政課長、生活環境課長、福祉課長、観光推進課長、農業政策課長、土木課長、管理課長、教育総務課長、業務課長、議会事務局次長、選挙管理委員会事務局次長
---